

○国立大学法人秋田大学運営規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 1 号

平成 27 年 3 月 27 日一部改正 平成 29 年 3 月 17 日一部改正

平成 30 年 11 月 21 日一部改正 令和 2 年 3 月 31 日一部改正

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 業務及び組織(第 5 条—第 17 条)
- 第 3 章 雑則(第 18 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。)の定めるところにより設立される国立大学法人秋田大学(以下「法人」という。)の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 法人は、秋田大学(以下「本学」という。)を設置するものとする。

(事務所)

第 3 条 法人は、主たる事務所を秋田県秋田市手形学園町 1 番 1 号に置く。

(資本金)

第 4 条 法人の資本金は、法第 7 条に定めるところにより、政府から出資があったものとされた金額とする。

第 2 章 業務及び組織

(業務)

第 5 条 法人は、次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 文部科学大臣の認可を受けて、本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に出資すること。

(7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(役員)

第6条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 学長1人
- (2) 理事5人以内
- (3) 監事2人

2 前項第2号に規定する理事の員数について、1人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合は、6人以内とする。

(役員の仕事及び権限)

第7条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事が担当する職務は別に定める。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。

(理事の任期)

第8条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならないものとする。
- 3 理事に欠員が生じた場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(副学長)

第9条 法人に、副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長が担当する職務は別に定める。
- 4 理事以外の者が兼務する副学長の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、特別の職務を担当する副学長の任期は、当該職務の内容により、2年未満の期間とすることができる。
- 5 理事以外の者が兼務する副学長の任期の末日は、当該副学長を任命する学長の任期の末日以前でなければならないものとする。
- 6 副学長に欠員を生じた場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(総括副学長)

第9条の2 法人に、必要に応じて総括副学長を置くことができる。

- 2 総括副学長は、学長を統括的に補佐し、各副学長及び各部局長の所掌する職務に関する横断的な調整業務を行う。
- 3 総括副学長は、前条に定める副学長のうちから、学長が指名する。

第10条 削除

(教育推進主管)

第 11 条 法人に、教育推進主管 1 人を置く。

- 2 教育推進主管は、教養基礎教育を中心とする大学教育の実施運営等を担当する。
- 3 教育推進主管は、適任者について 4 学部長等の意見を聴き、学長が任命する。
- 4 教育推進主管の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 教育推進主管の任期の末日は、当該教育推進主管を任命する学長の任期の末日以前でなければならないものとする。

(職員)

第 12 条 法人に、役員以外の事務系職員、技術系職員、教育系職員、医療系職員を置く。

- 2 職員の職制等は、別に定める。

(役員会)

第 13 条 法人に、法第 11 条第 2 項に定める事項を審議する機関として、役員会を置く。

- 2 役員会については、別に定める。

(学長選考会議)

第 14 条 法人に、学長候補者の選考、学長の解任の審査等を所掌する機関として、学長選考会議を置く。

- 2 学長選考会議については、別に定める。

(経営協議会)

第 15 条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会については、別に定める。

(教育研究評議会)

第 16 条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会については、別に定める。

(大学運営会議)

第 17 条 法人に、本学の管理運営等に関する重要事項等を検討又は審議する機関として、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議については、別に定める。

第 3 章 雑則

(その他)

第 18 条 法及び関係法令並びにこの規則に定めるもののほか、法人の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 13 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される改正後の第 9 条第 3 項第 4 号から第 7 号までの副学長の任期は、同条第 7 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。ただし、第 11 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日一部改正)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日一部改正)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 21 日一部改正)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日一部改正)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。